

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 17 関連当事者との取引の開示

今回は関連当事者との取引の開示について解説いたします。

そもそも、「関連当事者」とは誰を指すのでしょうか？

「関連当事者の開示に関する会計基準」第5項によると、次に掲げる者が関連当事者に該当します。

- ①親会社
- ②子会社
- ③財務諸表作成会社と同一の親会社を持つ会社
- ④財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（その他の関係会社）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑤関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑦財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧親会社の役員及びその近親者
- ⑨重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑩上記の⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪従業員のための企業年金

関連当事者には、関係会社や役員のみならず、役員の近親者まで含まれることから、関連当事者の範囲は非常に広範囲に及ぶことがお分かりいただけると思います。

では、この広範囲に及ぶ関連当事者との間で行われた取引を、どのように把握すればよいのでしょうか？関係会社との取引と、役員等との取引に分けて解説していきましょう。

関係会社との取引を把握・集計する場合、単発で発生するものであれば、手作業で集計しても大きな問題はないでしょう。しかし、反復継続して取引が発生する場合には、会計システムで取引を自動集計できるよう、あらかじめ準備しておくことが重要です。

例えば、全ての関係会社について、取引先コードを設定しておく、あるいは仕訳データにフラグが立つよう摘要欄に共通のコードを入力しておくなどの方法が効果的です。

一方、役員及びその近親者との取引については、親会社の役員、重要な子会社の役員を含む全ての役員から、関連当事者取引の有無に関する回答書を入手するなどの方法が効果的です。

役員及びその近親者との取引は、対象となる関連当事者の範囲が広いため、関連当事者を網羅的に把握することが重要となります。

なお、近親者とは二親等以内の親族をいい、以下の者が含まれます。

- ①「役員の」配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖父母、子、孫
- ②「配偶者」の父母、兄弟、姉妹、祖父母
- ③「兄弟、姉妹、子、孫」の配偶者

役員の近親者については、会社で全てを把握するのは非常に手間がかかるため、回答書の中に近親者の異動の有無を確認する項目を含めておくとい良いでしょう。

関連当事者との取引の開示で重要なのは、網羅性と正確性です。方法は様々ですが、関連当事者を網羅的に識別できているかどうか慎重に検討した上で、取引を正確に集計できる仕組みを整えておく必要があります。

ちなみに、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、監査基準委員会報告書 550「関連当事者」が適用されます。本報告書では、会社と関連当事者との間に取引がある場合、監査人は経営者に対して当該取引の種類と目的を質問しなければならないこととされています。

したがって、関連当事者との取引がある場合、経営者は当該取引の目的について説明できるようにしておくことが必要になってくるでしょう。

(2012/8/10 号より)